

警察庁政策評価研究会
第34回議事録

平成29年6月19日開催

警察庁長官官房総務課

第34回警察庁政策評価研究会

1 日時

平成29年6月19日（月）午後2時59分から午後4時30分までの間

2 場所

警察庁庁議室

3 出席者

○ 委員（五十音順）

江尻 良 東海旅客鉄道株式会社執行役員管財部長
妹尾 堅一郎 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長
田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授
前田 雅英 日本大学大学院法務研究科教授（座長）

○ 警察庁

三浦 正充 官房長
斉藤 実 総括審議官
小田部 耕治 政策評価審議官兼官房審議官（生活安全局担当）
大澤 裕之 サイバーセキュリティ・情報化審議官
貴志 浩平 官房審議官（国際・調整担当）
西川 直哉 官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
高木 勇人 官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
白川 靖浩 官房審議官（警備局・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当）
塚原 秀利 技術審議官
直江 利克 総務課長
中村 彰宏 交通企画課理事官〔官房審議官（交通局担当）代理〕
杉本 伸正 総務課警察行政運営企画室長
小嶋 典明 科学警察研究所総務部長（オブザーバー）

4 議題

- ・平成28年度実績評価書（案）について

5 報告事項

- ・平成28年度政策評価実施結果報告書（案）について

(杉本警察行政運営企画室長)

それでは、定刻より早いですが、お揃いのようなので、第34回警察庁政策評価研究会を始めさせていただきます。

総務課警察行政運営企画室長の杉本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、人事異動等により前回の2月の研究会から出席者の変更がございますけれども、研究会の時間も限りがございますので、変更につきましては、お手元の座席表をもって代えさせていただきますと思います。

また、本日、諸事情により、櫻井先生が御欠席でございます。

それでは始めに、官房長の三浦から御挨拶申し上げます。

(三浦官房長)

官房長の三浦でございます。本日は、大変御多忙な中、警察庁政策評価研究会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、平成28年度実績評価書がテーマでございますけれども、活発な御議論賜りまして、政策評価の一層の充実を図ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(杉本警察行政運営企画室長)

それでは、議題と資料について御説明いたします。

本日は、議題が1点、報告事項が1点でございます。

議題については、「平成28年度実績評価書(案)」についてでございます。昨年の3月に策定しました平成28年度実績評価計画書で設定した18の業績目標の達成状況について事後評価を行うものでございます。

お手元の資料でございますが、資料1は、評価書の評価結果をまとめた「平成28年度実績評価書(案)における評価結果一覧」であります。資料2は、「平成28年度実績評価書(要旨)(案)」、資料3は、「平成28年度実績評価書(案)」であります。

また、報告事項としましては、資料4でございますけれども、「平成28年度政策評価実施結果報告書(案)」でございます。

お手元に配布された資料で足りないものなどがございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思います。

それでは、前田座長の司会によりまして、議事進行をお願いいたします。

(前田座長)

それでは、早速、議事に入りたいと思いますが、その前にいつものことではございますが、1つ確認をお願いをしたいと思います。

本研究会は、国の治安に関する事柄を取り扱うという特殊性を考慮しまして、研究会自体は一般公開しておりませんが、議事録については、事務局で案を作成した後に、各発言者が内容を確認した上、警察庁ウェブサイトに掲載して、公開することにしておりますので、また今回もよろしく御了承いただきたいと思います。

それでは、本日の議事に入ります。

警察行政運営企画室の杉本室長から、先ほども御説明がありましたけれども、平成28年度実績評価書（案）についての御説明をいただいて、それから、平成28年度政策評価実施結果報告書（案）についての御報告も併せてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

（杉本警察行政運営企画室長）

それでは、資料2の要旨（案）に基づいて、各業績目標に関する評価結果の概略を御説明いたします。

なお、この評価につきましては、治安情勢に関する指標が、国内外の社会経済情勢の影響を受けるものであり、また、他の行政機関の取組や民間団体の活動等によっても改善が進むなど、警察が行う施策のみによって評価することが難しいものであることを踏まえ、業績目標の達成状況のみで評価することなく、参考指標の推移や外部要因の影響等を併せて考慮した上で、総合的な評価に努めております。

それでは、まず、基本目標1「市民生活の安全と平穏の確保」についてでございます。

資料2の1ページを御覧ください。業績目標1「総合的な犯罪抑止対策の推進」の業績指標①「地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数」についてでございます。このうち、まず、「重要犯罪」につきましては、28年度の認知件数が過去5年間の平均より減少（約18%減）しましたけれども、刑法犯全体の認知件数の減少率（約24%減）を下回っていることから、「○」と評価しました。

一方で、「住宅対象侵入犯罪」については、28年度の認知件数が過去5年間の平均より減少（約26%減）した上、その減少率が刑法犯認知件数の減少率（約24%減）を上回ったことから、「◎」と評価し、全体としては「○」と評価しております。

続きまして、2ページを御覧ください。業績目標2「地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化」の業績指標①「刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合」についてでございます。これにつきましては、前年度より低下しましたけれども、微減にとどまっているということで、「○」と評価し、全体としても「○」と評価しております。

続きまして、3ページを御覧ください。業績目標3「悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止」の業績指標①「悪質商法等の検挙事件数及び検挙人員」につきましては、参考指標①「悪質商法等の相談件数」のとおり、相談件数が減少傾向の中、検挙事件数は前年より増加し、かつ、過去5年間の平均値より増加（約19%増）していることから、「◎」と評価しました。

次に、業績指標②「産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員」についてでございます。参考指標②「産業廃棄物の不法投棄件数」のとおり、産業廃棄物の不法投棄件数が減少傾向にある中、28年中の産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員は、いずれも前年比で増加していることから、「◎」と評価しました。

他方、業績指標③「犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数」について

は、前年比で減少していることから、「△」と評価しました。

以上から、業績目標全体としては、「○」と評価しております。

続きまして、4ページを御覧ください。基本目標2「犯罪捜査の的確な推進」についてでございます。業績目標1「重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上」の業績指標①「各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率」については、「放火」、「略取誘拐・人身売買」、「ひったくり」の3つの種類についての28年度中の検挙率が過去5年間の平均と比較して低下したものの、それら以外の罪種につきましては、28年度中の検挙率が過去5年間の平均と比較して上昇し、重要犯罪・重要窃盗犯全体の検挙率が上昇していることから、「○」と評価し、全体としても「○」と評価しております。

続きまして、5ページの業績目標2「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」の業績指標①「政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況」については、いずれも過去5年間の平均を下回っていることから、「△」と評価し、全体としても「△」と評価しております。

続きまして、6ページを御覧ください。業績目標3「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化」の業績指標①「特殊詐欺の認知件数及び被害総額」については、被害総額は前年と比較して減少したものの、認知件数は前年と比較して増加していることから、「△」と評価しました。

続いて、業績指標②「特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員」については、犯行拠点の摘発等検挙対策を強化した結果、過去5年間の平均を上回ったことから、「◎」と評価し、全体としては「△」と評価しております。

続きまして、7ページを御覧ください。業績目標4「捜査への科学技術の活用」の業績指標①「DNA型データベースの活用件数」については、前年度と比較して減少したことから、「△」と評価し、全体としても「△」と評価しております。

続きまして、8ページを御覧ください。業績目標5「被疑者取調べの適正化」の業績指標①「監督対象行為の事案数」については、前年と比較して増加（7件増）したことから、「△」と評価し、全体としても「△」と評価しております。

続きまして、9ページを御覧ください。基本目標3「組織犯罪対策の強化」についてでございます。業績目標1「暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化」の業績指標①「暴力団構成員等の数」については、前年と比較して減少しましたので、「◎」と評価しました。

他方、業績指標②「薬物事犯の検挙件数及び検挙人員」については、いずれも前年度と比較して減少したことから、「△」と評価しました。

そして、業績指標③「組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による犯罪収益等の没収額・追徴額」については、いずれも過去5年間の平均と比較して減少したことから、

「△」と評価しました。

したがって、全体としては、業績指標②及び③を「△」という評価でございますけれども、このうち業績指標②については、目標に近い実績を示していることや、参考指標②「暴力団排除条例の適用件数」が過去5年間の平均値を上回った状況等を踏まえて、「○」と評価しております。

続きまして、10ページを御覧ください。業績目標2「国際組織犯罪対策の強化」の業績指標①「来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数」については、凶悪犯、粗暴犯及び風俗犯の28年度の検挙件数が基準値を下回ったものの、窃盗犯、知能犯及びその他の刑法犯の28年度の検挙件数が基準値を大幅に上回ったことから、「○」と評価しました。

また、業績指標②「国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙件数及び検挙人員」については、地下銀行及び旅券等偽造の28年度の検挙件数・検挙人員は、いずれも基準値を下回ったものの、不法就労助長の28年度の検挙件数・検挙人員は、基準値と同程度を維持しており、偽装結婚等の28年度の検挙件数・検挙人員は、基準値を上回ったことから、「○」と評価しました。

そして、業績指標③「国外逃亡被疑者等（うち外国人）の検挙人員及び処罰人員」については、処罰人員の28年実績値が基準値を下回ったものの、参考指標③「国外逃亡被疑者等の推移」のとおり、検挙人員・処罰人員の母数である国外逃亡被疑者等の人数が減少している状況を勘案するとともに、検挙人員の28年実績値が基準値を上回ったことから、「○」と評価しました。

したがって、全体としても「○」と評価しております。

続きまして、11ページを御覧ください。基本目標4「安全かつ快適な交通の確保」についてです。業績目標1「歩行者・自転車利用者の安全確保」の業績指標①「歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車の交通事故件数」については、28年中の歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数、歩行中の高齢者の交通事故死者数、自転車関連事故件数及び歩行者と自転車との交通事故件数が全て前年より減少したことから、「◎」と評価しました。

したがって、業績指標は達成したわけですが、全体としましては、歩行中の高齢者の交通事故死者数をより減らすなど、第10次交通安全基本計画において掲げた目標である「平成32年までに24時間死者数を2,500人以下」にすること、それから「平成32年までに死傷者数を50万人以下」とするという目標の達成には、引き続き交通事故死者数を減少させていくことが必要であることから、「○」と評価しております。

続きまして、12ページを御覧ください。業績目標2「運転者対策の推進」の業績指標①「悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数」につきましては、飲酒運転及び無免許運転に起因する交通死亡事故件数は前年と比較して増加したものの、他の

違反に起因する交通死亡事故件数がいずれも減少したことから、「○」と評価しました。

また、業績指標②「70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの交通死亡事故件数」については、いずれも前年より減少したことから、「◎」と評価しました。

全体としましては、先ほど、申し上げましたように第10次交通安全基本計画において掲げた目標の達成には、引き続き悪質・危険運転者及び高齢運転者についての対策が必要であることから、「○」と評価しております。

続きまして、13ページを御覧ください。業績目標3「道路交通環境の整備」の業績指標①「交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故」については、信号機の改良等により抑止されていると推計される死傷事故件数の28年度実績値が目標値を上回ったことから、「◎」と評価しました。

次の業績指標②「信号制御の改良等により実現される円滑な交通」については、信号制御の改良により短縮されていると推計される対策実施箇所の通過時間及び信号制御の改良により抑止されていると推計される二酸化炭素の排出量の28年度実績値が目標値を下回ったものの、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるバリアフリー化の割合の28年度実績値は目標値を上回ったことから、「○」と評価しました。

次に、業績指標③「老朽化した信号機数」については、参考指標①「老朽化した信号機の更新数」にあるように、老朽化した信号機の更新等を行ったことにより、老朽化した信号機数が暫定値ではございますけれども、44,662基となったことから、「◎」と評価しました。

そして、業績指標④「信号機電源付加装置の整備台数」については、信号機電源付加装置の整備台数の28年度実績値は目標値を下回ったものの、目標値の半分以上を超えていることから、「○」と評価しました。

以上から、業績目標全体としては、「○」と評価しております。

続きまして、14ページを御覧ください。基本目標5「国の公安の維持」についてでございます。業績目標1「重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処」の業績指標①「治安警備及び警衛・警護の実施状況」につきましては、各種施策の結果、国内における重大テロ事案等の発生はなく、警備対象の安全も図られたことから、「◎」と評価しました。

他方、業績指標②「主要警備対象勢力に係る犯罪の検挙件数及び検挙人員」につきましては、オウム真理教と極左暴力集団に係る事件の検挙件数・検挙人員は、過去5年間の平均値と比較してほぼ横ばいであるものの、右翼関係事件の検挙件数・検挙人員は、過去5年間の平均値と比較して減少していることから、「△」と評価しました。

以上を踏まえ、全体としては、「○」と評価しております。

続きまして、15ページを御覧ください。業績目標2「災害への的確な対処」の業績指

標①「災害への対処に係る関係機関との合同訓練の実施状況」につきましては、広域緊急援助隊の合同訓練を実施するとともに、各種実戦的訓練、各種関係機関との連携を行った事例があるということで、「◎」と評価しました。

また、業績指標②「災害警備活動の実施状況」については、現在も東日本大震災に伴う各種災害警備活動を継続しているほか、平成28年熊本地震等の発生時において、所要の体制を確立して災害警備活動に当たるなどしたことから、「◎」と評価しました。

以上を踏まえて、全体としては、「◎」と評価しております。

続きまして、16ページを御覧ください。業績目標3「対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処」の業績指標①「国内外の関係機関との情報交換等の連携状況」については、国内外の関係機関との情報交換等の連携が強化されたことから、「◎」と評価しました。

また、業績指標②「北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組状況」については、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相解明に向けた取組を一層強化するとともに、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事件を検挙したことなどから、「○」と評価しました。

以上を踏まえて、全体としては、「○」と評価しております。

続きまして、17ページを御覧ください。基本目標6「犯罪被害者等の支援の充実」についてでございます。業績目標1「犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実」の業績指標①「犯罪被害給付制度の運用状況」については、平均裁定期間が過去5年間の平均値を下回ったことから、「◎」と評価しました。

業績指標②「犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数」については、警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数は、過去5年間の平均値と比較して下回ったものの、前年度の実施件数よりは増加していること、部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数についても、過去5年間の平均値と同じであることから、「○」と評価しました。

業績指標③「関係機関・団体等との連携状況」につきましては、民間被害者支援団体における直接支援件数は、過去5年間の平均値と比較して下回ったものの、民間被害者支援団体における相談受理件数及び警察からの情報提供件数は、いずれも過去5年間の平均値を上回ったことから、「○」と評価しました。

業績指標④「被害者連絡制度の実施状況」については、28年中の実施率が97.9%となっており、十分な実施率が維持されていることから、「◎」と評価しました。

業績指標⑤「犯罪被害者に対する公費負担制度の運用状況」につきましては、各項目それぞれの値が過去5年間の平均値を下回ったことから、「△」と評価しました。

以上を踏まえて、全体としては、「○」と評価しております。

続きまして、18ページを御覧ください。基本目標7「安心できるIT社会の実現」についてです。業績目標1「サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止」の業績指標①「サイバー犯罪対策に係る取組状況」については、28年度中にサイバー関連事業者等の連携を強化し、情報提供や被害防止対策等を積極的に推進した事例があることなどから、「◎」と評価しました。

そして、業績指標②「サイバー攻撃対策に係る取組状況」については、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携を強化した事例等があることなどから、「◎」と評価しました。

このように、各業績指標については、目標を達成したわけですが、28年中は標的型メール攻撃の把握件数が過去最多となったほか、サイバー犯罪の検挙件数及びサイバー犯罪等に関する相談受理件数が増加し、いずれも過去最多となるなど、サイバー空間の脅威が依然として深刻であることを踏まえて、基本目標である「安心できるIT社会の実現」の達成については、まだ道半ばであると考えられることから、全体としては、「○」と評価しております。

以上、それぞれの基本目標ごとに各業績目標に関する評価結果について、御説明いたしました。評価結果の一覧につきましては、冒頭に御説明いたしましたように資料1で取りまとめておりますので、適宜、確認いただきながら御議論をいただければと思っております。今後は、各ページの一番下にある「政策への反映の方向性」欄に記載した施策を推進していくこととしております。

これで、「平成28年度実績評価書（案）」の説明を終わらせていただきまして、続きまして、2つ目の報告事項に当たります「平成28年度政策評価実施結果報告書（案）」について、簡単に御報告させていただきます。

資料4を御覧ください。例年どおりでございますけれども、こちらは、平成28年度中に国家公安委員会及び警察庁が行った政策評価の実施結果及びその政策への反映状況を取りまとめた資料となっております。

平成28年度中に実施した政策評価についてでございますので、昨年7月に策定した「平成27年度実績評価書」等における評価結果や、その評価結果を踏まえて行った平成29年度予算要求等の状況について取りまとめたものになっております。

この資料につきましては、既に昨年の研究会で御議論いただいた各評価書に基づく記述、あるいは予算要求等の事実に基づく記述で構成されておりますので、報告事項とさせていただきます。

私からの説明は、以上でございます。

(前田座長)

ありがとうございました。

主に実績評価書についてになるかと思いますが、何かお気付きの点や御質問等があ

れば出していただければと思います。

(妹尾委員)

それでは、私からよろしいですか。まず質問になりますが、要旨(案)の9ページです。若者の間でかなり増えてきていると最近よく雑誌等で取り上げられている「準暴力団」というものがありますが、この暴力団構成員等の数字には、入っているのでしょうか、それとも除外しているのでしょうか。

(三浦官房長)

御質問のありました準暴力団についてですが、暴力団構成員等の定義に当てはまるものについては計上されております。

(妹尾委員)

そうすると、暴力団の構成員と準構成員以外の準暴力団の人数は統計的にどうなっているのでしょうか、増加傾向なののでしょうか。

(三浦官房長)

必ずしもきちんとカウントされた統計としては持っておりません。暴力団の構成員と準構成員については、1人1人きちんと認定をしてシステム等で登録されるわけですが、準暴力団については、1人1人を認定してカウントして把握をされているわけではないので、その正確な数というのは必ずしも十分ではないということになります。

(妹尾委員)

評価そのものとは関係ないのですが、準暴力団を組織犯罪的な社会への脅威になり得る温床であるとみなすのであれば、把握しなければならないと思いますが、その辺りの見解は何かあるのでしょうか。

(高木刑事局担当審議官)

きちんと把握していく方向性だと考えています。

(妹尾委員)

分かりました。

それから、2つ目の質問です。12ページの運転者対策の業績指標の2番目で70歳以上の高齢運転者に関する問題です。これは目標が2つあり、どちらも数値が減少しているので「◎」と評価してありますが、確かに減ってはいるけれども、感覚的には横ばいに近い減り方ではないかと感じます。これが「◎」という評価も感覚的に違和感を感じますが、どのような理屈で「◎」というようになるのでしょうか。

(中村交通企画課理事官)

交通局でございます。今、御指摘いただいた業績指標②でございますけれども、2つ

の達成目標がございまして、1つは、高齢運転者による交通死亡事故件数という絶対数を減少させるということと、もう1つは、免許保有者の人口当たり的高齢運転者による交通死亡事故件数を減少させることという2つの達成目標を立てております。ここは機械的に2つの達成目標について、双方が共に27年よりも減少したかというという観点で評価をしたものであり、ほぼ横ばいという話がありましたけれども、絶対数として増えたか減ったかということで考えましたときに減ったということをついて、2分の2達成ということですので「◎」とさせていただきます。ただ、今ほどおっしゃいましたように全体としてやっていくべきこと、高齢運転者対策というのはますますやっていかねばならないことでもありますし、交通安全基本計画の目標達成のためにはまだまだ交通死亡事故件数を減らしていく必要がございますので、そこを考えまして、トータルとしてのところを「○」というようにさせていただいたところです。

(妹尾委員)

分かりました。全体の評価としては「○」だけでも、ここの業績指標②の部分だけを見ると「◎」というのは、その達成状況が2分の2だからということですね。

(中村交通企画課理事官)

はい。そこはそういう当てはめとして、評価させていただいたところです。

(妹尾委員)

これだけマスコミを賑わしている高齢者運転の問題ですから、感覚的な違和感がちょっとあるなどは感じたため、発言させていただきました。

(中村交通企画課理事官)

1点だけ申し上げますと、高齢の免許保有者の数というのは相当数増えております。そういった免許保有者が増える中で全体の交通死亡事故件数が横ばい程度というのは、実はそれなりの抑止が効いているという考え方もあるところではございます。ただ、もっと交通死亡事故件数を減らしていきたいと考えておりますので、引き続き高齢運転者対策に努めてまいりたいと考えております。

(妹尾委員)

この先は、政策的な問題になるのでしょうかけれども、免許の保有を何歳で切った方がよいかとか政策的な話になるのでしょうかけれども。分かりました。

それから、18ページになりますが、以前から言っているITのことです。これは今回の政策評価ですから、この評価結果そのものに異論はないのですが、問題はこの先どうするかという政策への反映の方向性ではないかと感じています。それで、ここの「政策への反映の方向性」というところが少し物足りないと感じています。というのもIT社会と言っていますが、これはサイバー上の世界の話ばかりです。以前から申し上げているようにサイバーだけではなくサイバーとリアル、あるいはサイバーとフィジカルの両方が組み合わさることが大変なことになるということですので、今回

の政策評価結果のそのものとしてはよいのですが、今後の政策への反映の方向性がこれだけしか書けないのか、というところがあるのです。例えば、犯罪でいけば、電子マネーの話がありますが、リアルな現金を持っているのを奪うという昔のフィジカルな犯罪から、電子マネーも含めたところでの犯罪にパラダイムが移行しています。今日の日経にも出ましたけれども、話題にしているのは、中国では600兆円の電子マネー取引になっていて、向こうでは物乞いまで全部自分のバーコードを持っていて、それをスマホでやっているという時代がもう実際に始まっています。中国人の研究者や留学生に聞くと、香典についても完全に電子マネーだよという話で、日本は本当に遅れているとよく言われます。フィジカルからサイバーへ移行する話と、それからサイバーとフィジカルが一緒になっていく、犯罪とは言わないまでも、自動走行だったら当然交通事故の話は、サイバーとフィジカルの両方の関係から出てきます。その辺りをどうするのか、みたいところが、評価としてはこの先に見えていないと、ちょっと物足りないという感じがします。

それともう1つ、ついでに申し上げておくと、例えば、今、自動走行の話については政策的にはレベル2とレベル3のところに来ていると思いますが、レベル3のところでは民間努力があるわけです。要するにどれだけ安全にできるかという、民間努力のところの話と政策的な、例えば、警察と一緒にやってやることによって、そのこと自体が政策と指標化されるかということに入ってくると思うのです。だから、民間努力をどれだけ支援するか、あるいは民間努力をどれだけ引き付けて交通安全だとか犯罪抑止に結び付けるか、そこの部分がこれからポイントになってくる、その辺が政策への反映の方向性にもう少し書き込まれてほしいなという希望があるのです。この評価結果そのものということではないのですけれども、それを糸口にしたときに、その辺が見えてくると政策評価としてもよいのではないかとそういうことです。以上です。

(貴志国際・調整担当審議官)

国際・調整担当の貴志でございます。委員の御指摘のとおり、正に自動運転もそうありますが、特にこれからIoTの普及・発達で、実社会とサイバーが切れ目なく結び付いていくという状況でございますので、我々としては、サイバーにおけるセキュリティの確保というのが実世界における安全の確保につながっていかねばいけないと考えているところでございます。先ほど、御指摘のありました電子マネーの関係ですが、これまではインターネットバンキングにおける不正送金事案は、現金を不正送金するという手口がほとんどでありましたが、昨年は、インターネット上の電子決済サービスを利用して、被害者の銀行口座から電子マネーの購入代金を支払うというような手法での事件が多発したということでありまして、これにつきましては、電子決済運営管理団体等に対策の強化を要請いたしまして、当該電子マネーの取扱いを一時止めたということで被害の発生は抑止されました。その後もまた新たな電子マネーや仮想通貨等の手口が出てくると思いますので、そういったところに目を配りながら抑止対策を進めていかねばいけないと思いますし、また、昨年は「Mirai」にIoT機器が感染し、今年は「WannaCry」への感染事案もありましたし、日本では大きな影響は出ておりませんが、イギリスやフランスでは実社会にかなり影響が出たというところであります

ので、サイバー攻撃についてもますます実社会への影響が出やすくなっていくと思いますので、来年度の指標の設定についても、そういった観点をきっちりと盛り込みながらやっていきたいと考えております。

(妹尾委員)

アマゾンを始め、eコマースでもアメリカでは20%を超える状況です。サイバー攻撃は国境を越えて入ってきていますので、このサイバー攻撃の問題は一気に立ち上がると思います。サイバー攻撃に対する対応については、日本がちょっと遅れ気味であります。多分、来年辺りにサイバー攻撃がブレイクするだろうと思われれます。是非その辺のバックアップを警察の方でやっていただくと安心できると思いますので、よろしくお願いいたします。

18ページの一番下の「政策への反映の方向性」のところには、そういうところまでは書き込めない、逆に書き込みにくいのでしょうか。この上のところに対応したものしか書き込めないのでしょうか。

(貴志国際・調整担当審議官)

個別の施策をどう書くかという難しいところがあるかと思うのですが、検討したいと思います。

(杉本警察行政運営企画室長)

1点だけ補足させていただいてよろしいでしょうか。資料3の57ページ、一番最後の部分になります。こちらがサイバーの関係の記載部分になるのですが、その一番上のところの「目標の見直しの方向性」という欄の中で、「今後とも安心できるIT社会の実現を目指すに当たりサイバー空間と実空間が不可分となっている現状を踏まえる必要があることから、次の30年度の業績目標について表現の変更を検討する」ということで、要旨の方では、紙面の関係上から割愛となってしまっておりますけれども、本体の方には書かせていただいているところでございます。

(妹尾委員)

分かりました。

(前田座長)

よろしいでしょうか。

では、田辺委員、お願いします。

(田辺委員)

では、私の方から質問とコメントをしたいと思います。

評価自体は、あらかじめ業績目標を設定して、それに従って達成できた、できないをやっているものですので、これは違うのではないかなというような意見はございません。ただ、達成状況が「△」になっているものを見ると、一見するとかわいそうかなという

ところがいくつかあるので、どのような観点から評価をしたのかということを知りたいと思います。まず1点目は、3ページのところで、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数ですが、2年連続して下がっておりまして、これは実態はどうかということなんです。もう、凍結の対象になるような口座自体が減っているのではないかとか思ったりもするところ、実はまだまだ凍結の対象になるような口座はたくさんあって、もう少し警察で頑張れば、情報の提供件数自体が上がり得るものなのかというのが1点目でございます。

それから、2点目は、6ページの特殊詐欺の問題であります。ここは、長年御苦労いただいているところではありますけれども、業績指標①と②の関係で見ると、特殊詐欺の検挙件数・検挙人員に関しては、かなり達成はできていて、今年は検挙人員が減少していますけれども、一般的には上がってきてはいます。他方、認知件数とか被害総額に関しては、簡単には良好に向かっているとはなかなか言い難い状況にあります。何が言いたいかということ、普通に考えて、この種のことというのは、警察がアクションをかけて検挙の件数、人員を高めていけば、いずれそのうち認知件数や被害総額が下がってくるという関係に普通はあるような気がするのですが、これは逆に警察が頑張っても全体的に認知件数が減らないという関係になっています。次から次へと犯罪に手を染める人が人員調達できていないとなかなかできないと思うのですが、その辺、何か理由がお分かりになるのであれば、お教えいただきたいというのが2点目です。

それから、3点目は、続いての7ページのところでDNAの達成状況が「△」になっている点です。一致件数が26年度から若干減るなどここ数年減少しておりますが、一致件数を上げる方策というのはあるのでしょうか。データベースに遺留分と被疑者分のDNAを数多く登録してデータベースが増えていけば、一致件数が増える可能性はありますが、現状のデータベースでマッチングさせたところで、なかなか数字が上がらないと思うのですが、評価書等を書いてある以上の対策というのはあるのかというのが3点目でございます。

そして4点目は、10ページのところです。業績指標②のところは、確かに犯罪インフラについては国際組織犯罪と関連があるという感じはするのですが、業績指標①というのは、来日外国人で共犯事件ということですから、国際組織犯罪というのとどれくらい関連しているのでしょうか。例えば、窃盗なんていうのはある意味ちょっとやっついそうな感じでもありますし、それから粗暴犯もこれだけ外国人が来ていただいている中で殴ってしまう人も出てくるだろうなという感じがして、必ずしも外国人で共犯事件だからといって国際組織犯罪とは言えないと思うのですが、この検挙件数というのが、国際組織犯罪という点でどれくらい実態を反映しているのかなというところで御説明いただければというのが4点目となります。

(小田部政策評価審議官兼生活安全局担当審議官)

生活安全局担当の小田部と申します。最初の御質問の犯罪利用口座の情報提供についてですが、こちらの資料3の7ページを御覧いただきたいのですが、犯罪利用口座凍結の情報提供件数の関係の指標としまして、一番下の参考指標にありますように悪質商法等の相談件数の推移を見てみますと、犯罪利用口座の関係というのは、依然と

して後を絶たないとは言え、若干ここ数年漸減という形になっております。資料3の方にも書かせていただいておりますが、こちらの情報提供件数につきましては、最終的な口座凍結というのは情報提供を受けた金融機関での対応ということもありますし、また、こちらとしても警察の仕事として定着させようという意味もありまして、従来、業績指標という位置付けにしていたものですが、先ほど申し上げましたようなこともありますので、今後は参考指標という形としております。

(高木刑事局担当審議官)

続いて、刑事局からですが、資料2の6ページの振り込め詐欺の関係であります、検挙件数が増えているけれども、認知件数や被害額については、なかなか対策が進んでいないのではないかと御質問であると思えます。この検挙件数が増えている理由としては、末端の者が捕まって数が増えているわけです。そして、実証されたわけではありませんが、先ほど委員からも指摘がありましたように、末端の者を調達しやすい面があるかと思えます。一方、中枢の被疑者の検挙をしないと本当の意味の抑止につながっていかないのではないかとこのところでもあります。

そして、7ページのDNAの関係ですが、御指摘のとおりでありまして、この達成目標自体を「前年度よりも増加させる」と目標立ててしまっている、数字から評価すると「△」ということになりますが、犯罪の認知件数自体が減っているので、一致件数自体は前年度より増加させるのはなかなか難しいというのがあるかと思えます。方向性としては、採取した資料を全て鑑定するというものでもありませんので、特にDNAの鑑定が有効であると考えられるものを優先的にやっていき、DNA型データベースの活用を維持していくということです。目標の立て方のところは、少し見直しが必要かもしれません。

それから、10ページの国際組織犯罪の業績指標①の来日外国人の共犯事件と国際組織犯罪との関連性がどうなのかというところでもあります。国際組織犯罪を考える上で、こういった指標が良いのかという検討はこれまでしているところ、①も単に来日外国人の犯罪ということではなく、一応、共犯事件ということで、組織的なものというのに近いものということで選定しているものです。御指摘のとおり、これが全ての国際組織犯罪かというところと少し違うところはあるとは思いますが、なるべくそれに近づけるようにということでの指標でございます。

(田辺委員)

ありがとうございました。

(前田座長)

よろしいでしょうか。

江尻委員の方は、何かございますでしょうか。

(江尻委員)

振り込め詐欺の話ですが、急速に高齢化が進んでいる中、振り込め詐欺について高齢

者の被害を防止するための対策の効果が出てきていると感じております。以前、この研究会において、NHKや民放といったメディアで取り上げていただいて、一般市民に直接的かつ具体的に分かりやすく訴えることでインパクトを与えられるだろうと考えて申し上げたところでもあります。それに関連して、これからは、高齢者の人数が統計的に増えていくのでその被害をどう防いでいくかということ、高齢者の交通事故をどう抑止していくかという議論と同じように、振り込め詐欺についても、年齢別や地域別などで少しカテゴライズして、それを業績指標として見るのではなく、国民に広く開示していくことで、事態が深刻であり、皆で犯罪を抑止していく努力が必要であるという啓発をしていくことができたらいいのではないかと考えております。

(妹尾委員)

40歳になったらこういう犯罪に気を付けようということですね。そういう考え方は、分かりやすいし、面白いですね。

(江尻委員)

本人にとっては、事故や犯罪はリスクであります。逆に犯人から見れば、自分のリスクを伴って資産を狙ってくるというものであります。これを個人に意識をさせることにより、犯罪に気を付けるというだけでなく、どういう人はどういうことに気を付けるかということを見せていくことが統計的にできるのであれば、集計の仕方を工夫していただければよいのではないかと考えております。

(三浦官房長)

特殊詐欺については、高齢者の被害が非常に多いことを認識しております。警察においても、被害者の年齢層別等のデータを集計して分析を行っております。いろいろな機会を捉えてマスコミなどに広報しているほか、都道府県警察では高齢者が集まる機会を捉えて広報を行っております。高齢者にどれくらい浸透しているかということや、知っていてもだまされてしまうこともあるので、被害を防ぐことは難しいところではありますが、引き続き、力を入れて広報啓発に努めていきたいと考えております。

(前田座長)

評価書の一部で「△」がついておりますが、これは努力が足りないということではなく、指標の付け方の問題であるので、あまり気にしなくてもよいものだと考えております。他の犯罪では、ターゲットを絞ってその対策を行って、ある程度の件数や人員を減らしておりますが、特殊詐欺などは少し異例であります。犯罪が減少する中で、内閣府の調査でも治安意識が良くなってこないといけないのですが、このところ治安意識の好転が止まっております。マスコミの議論を見ていると、また特殊詐欺の被害が増えたとされております。根底としては、特殊詐欺の根が絶てない、「出し子」しか逮捕できないというものがあるのだと思います。そうだとすると、根本にあるのは、暴力団等を根絶しなければならぬとか、社会の構造として、そういう人たちが出てくるのを別の側面でやらないといけないとか、もう1つ次元の高いところからやらないといけないの

ではないかと考えております。

全体としては、基本目標1の「市民生活の安全と平穩の確保」の中で、犯罪の減少は当局から見ても少年犯罪の減り方がすごいものがあります。今後、20年以上たったときが怖いと感じております。外国人犯罪対策は組織犯罪対策部がやっていて対処ができませんが、本格的な意味のヨーロッパで起きている外国人犯罪や国際テロ対策という問題は、日本にはまだございません。朝鮮半島から大挙して来るなどの問題が起こったときに、そのための組織を今から作るのは難しいです。今の状況で一番重要なのは、先ほど妹尾委員がおっしゃっていたように、ITと実社会がつながる中で、基本目標7の「安心できるIT社会の実現」の第一順位の警察の施策として「人的基盤の強化」と書かれておりますが、これを具体的にどうやって人的基盤を強化していくかということでありまして。私もそれに尽きると思えますけれども、いろいろなことが話題になっていて、警察庁には情報通信局があってITに関する優れた技能を有する職員が配属されており、素晴らしいと言われてはいますが、それで追い付いていけるのでしょうか。他省庁と比べると、ITに関して一番対応できていると思えますが、今どんどんお金の単位でも、ものすごいスピードで動いていることは間違いないので、そこにすぐ対応するような意識や体制が重要であると考えております。ただ、政策評価書としては、今回の内容で問題はありませぬし、問題を隠しているようなこともないと考えております。

先生方、御意見や御質問をいかがでしょうか。

(妹尾委員)

評価全体としては、この範囲で見ると限りでは順当でよいと考えておりますが、私は、それ以降のことに関心があります。評価は一種の学習行為でありますので、それをどうしていくかが示されるとよいと思えます。先ほど江尻委員がおっしゃっていましたが、特殊詐欺だけではなく、属性に従って犯罪に手を染めるだとか、犯罪の被害や事故に遭うとか、属性別にプロットするということは、すごく面白いですし、興味があります。警察だけで犯罪がなくなるのではなく、被害に遭う、あるいは加害者にならずに済むことをPRできるというすごく面白い視点を出されたと思えます。

(前田座長)

サイバーセキュリティについては、生活安全局のほか、警備局や長官官房の中にもサイバーを取り扱う組織ができております。人的基盤の強化では、警察庁や都道府県警察の組織について、もちろん職員数が大事でありますし、サイバーのことを分かって対応できていないといけません。情報通信局の優秀な職員だけで対応するのではなく、警察全体がサイバーに強くないといけません。若い職員は、小さいころから慣れ親しんでいますが、徐々に昇任試験にもサイバーに関する問題が出されております。サイバーについて、もっと政策の中で見える形を出していくとよいのではないかと指摘したいと思います。

(三浦官房長)

警察におけるサイバーに関する人材育成では、技官を中心に高度なレベルの分析や解

析について技術水準を上げていっております。また、民間部門から警察庁や都道府県警察に派遣していただくなど人事交流も少しずつ始まっております。もう1つは、警察全体の底上げとして、事件捜査の中でそうしたものが押収されることはむしろ当たり前になっているところであり、第一線の捜査員に対してサイバーに関する研修や検定制度を実施しており、下のクラスから上のクラスに上がっていくピラミッド型の研修体系を構築しております。

(妹尾委員)

これからは、いかに民間部門と（警察が）治安に関する連携をしていくかが大事であります。画像認識の技術は相当なところまでできていますけれども、我々の間で話題なのは、シリコンバレーでは、AIの教授の成り手がなくて困っていることであります。トップクラスの人間は何百億円でグーグルやアマゾンなど民間に引き抜かれるという世界ですから。公務員の給与でそういう人物を採用できるだろうかということなので、民間とか産学官の連携でやっていかないといけないと思います。

(貴志国際・調整担当審議官)

J C 3（一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター）という日本版N C F T Aでは、産学官共同でそれぞれの情報知見を持ち寄っており、警察も積極的に参画しております。企業と協力して事件を検挙したり、いろいろな啓発活動を行っております。いろいろな形で民間と連携を進めていく必要があると考えております。警察庁でも都道府県警察でも期限付き職員として採用を始めており、給与の問題はあるものの、経験を1つの価値として警察で一定期間勤務することに大いに意義があることになれば、期限付きということであっても優秀な人材が来てもらえるのではないかと考えております。サイバー検定では、基礎レベルの初級は最終的には全警察官の取得を目指し、現在14万人くらいが取得しており、実務的なレベルの中級では現在8,000人くらいの合格者がおり、ある程度裾野を広げつつあります。頂の部分をもっとだけ高くできるかが重要であると考えており、警察大学校にサイバーセキュリティ対策研究・研修センターを設置し、一番上級の部分の研修を進めております。

(妹尾委員)

今話を伺って非常に良い方向へ進んでいると感じました。事件の解析をすることが重要であるし、犯罪者もビジネスモデルをいろいろ変えていくので、このように技術が発達するとうような犯罪の形になるだろうと予想して対応していくことが重要であり、そういう方向が出てきていると感じます。

(前田座長)

よろしいでしょうか。

それでは、御意見・御質問は出尽くして、今回の評価書に関しては、これでよいと御意見を伺いましたので、杉本室長の方にお返しします。

(杉本警察行政運営企画室長)

ありがとうございます。これで本日予定されていた議題は全て終了となりますので、警察庁政策評価研究会を終了させていただきます。

お手元の資料につきましては卓上に残していただければ後日お送りいたします。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。